

あわらし住宅太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 あわらし住宅太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、あわらし市補助金等交付規則（平成16年あわらし市規則第37号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内の二酸化炭素の削減を推進するため、市内住宅に自家消費型太陽光発電設備又は蓄電池設備を導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

(定義)

第3条 この要綱において、「FIT制度又はFIP制度」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度（固定価格買取制度）又はFIP制度（Feed in Premium）をいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内で自ら所有し、及び居住する住宅の敷地内にエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備を設置する者であること
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備及び蓄電池設備を整備する事業とする。ただし、蓄電池設備のみを整備する場合は、補助事業としないものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第2のとおりとする。

(補助額)

第7条 補助金の額は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助対象経費	補助額	適用
太陽光発電設備の導入	1kW当たりの太陽光発電設備の価格（太陽光発電設備と蓄電池設備の両方を整備	価格の算出にあつては、工事費を含み、消

に係る経費	する場合にあつては 70,000 円、太陽光発電設備のみを整備する場合にあつては 50,000 円を上限とし、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。)に、太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のうちいずれか低い方の値(5kW を上限とし、小数点以下を切り捨てるものとする。)を乗じて得た額	費税額及び地方消費税額を除くものとする。
蓄電池設備の導入に係る経費	蓄電池の価格に 3 分の 1 を乗じて得た額(1 kWh 当たり 51,000 円を上限とし、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。))。	価格の算出にあつては、蓄電池の容量の小数点第 2 位以下は切り捨てるものとし、かつ工事費を含み、消費税額及び地方消費税額を除くものとする。

(交付申請等)

第 8 条 補助事業者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 事業工程表(様式第 3 号)
- (3) 補助対象経費算定根拠(様式第 4 号)
- (4) 補助要件チェックリスト(事業実施前)(様式第 5 号)
- (5) 設置する建物及び土地の全部事項証明書
- (6) 補助対象となる設備の仕様書、設計書、設置場所等がわかる書類
- (7) 見積書その他の事業費の積算の根拠となる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請については、住戸 1 戸につき 1 回限りとする。

3 交付申請は、5 月 1 日から 10 月 31 日までの期間内に行わなければならない。

(交付の決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、不適当と認めたときは、その申請を却下し、あわら市住宅太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第 6 号)により補助事業者へに通知するものとする。

(事業の実施)

第 10 条 補助事業者は、申請日の属する年度の 1 月 31 日までに事業を完了しなければならない。

（変更の承認）

第 11 条 補助事業者は、次の各号に該当する場合は、補助事業計画変更承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

(1) 補助事業の内容（設備・金額等）を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業実施主体の自由な創意により、補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的に関係がない事業計画の細部の変更である場合

ウ 事業費の 10 分の 2 以内の減額をする場合

(2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、不適当と認めたときは、その申請を却下し、あわら市住宅太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金変更交付決定(却下)通知書(様式第 8 号)により補助事業者に通知するものとする。

（廃止の承認）

第 12 条 補助事業者は、補助事業を廃止する場合は、補助事業廃止承認申請書（様式第 9 号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、あわら市住宅太陽光・蓄電池設備導入促進事業廃止承認通知書(様式第 10 号)により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して 1 か月以内又は補助事業に係る交付の決定のあった日の属する年度の 1 月 31 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第 11 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第 12 号）

(2) 請求書及び領収書の写し

(3) 契約書の写し

(4) 補助要件チェックリスト（事業実施後）（様式第 5 号）

(5) 補助対象となる設備の仕様書、設計書等

(6) 機器配置図及び写真

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 14 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係

る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、あわら市住宅太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金額の確定通知書(様式第 14 号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 補助事業者は、前条による補助金の額の確定の通知を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、あわら市住宅太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付請求書(様式第 15 号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、あわら市住宅太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書(様式第 16 号)により、期限を定めて補助金の返還を請求するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(事業効果の報告)

第 17 条 補助事業者は、補助対象設備により発電した発電電力量、その消費量及び自家消費割合について、補助事業が完了した年度の翌年度に利用実績報告書(様式第 17 号)により報告するものとする。

(利用実績情報の利用)

第 18 条 補助事業者は、第 8 条に規定する交付申請をもって、前条の規定による報告に係る情報について、福井県及び市が広報等に利用することを承諾したものとみなす。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助対象設備を法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助事業の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供するときは、取得財産等処分承認申請書(様式 18 号)及び取得財産等の処分等による収入金報告書(様式第 19 号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認申請書の提出があった場合であって、内容を審査し、処分を承認するときは、対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を第 16 条の例により請求することができる。

- 4 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、対象設備が毀損され、又は滅失したときは、設備毀損（滅失）届出書（様式 20 号）により市長に届け出なければならない。

（帳簿の整備等）

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を設けるとともに、その証拠書類となる書類を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、財産管理台帳その他関係書類を事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 6 年 7 月 26 日から施行する。

この告示は、令和 7 年 4 月 30 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

項目	要件
事業全般	1 二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 2 補助事業実施時における関係法令等に遵守した事業であること。 3 補助事業の実施により取得した温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。）削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。 4 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 5 F I T 制度又は F I P 制度の認定を取得しないこと。 6 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給を行わないものであること。 7 需要家の敷地内に補助事業により導入する補助対象設備で発電して消費する電力量を、補助対象設備で発電する電力量の 30% 以上とすること。 8 国又は地方公共団体等から他の補助金等を受けて事業を

	実施するものでないこと。 9 自らが居住する住宅に補助対象設備を設置する事業であること。 10 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく事業計画ガイドライン（太陽光発電）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
太陽光 発電設 備	1 商用化されており、導入実績があるものであること。 2 中古品でないこと。 3 固定方法は、「JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」の基準を満たすものであること。屋根等に太陽光発電設備を設置する場合は、積雪を考慮したうえで、太陽光発電設備を設置できる耐荷重を有する建物であること。
蓄電池 設備	1 設置する太陽光発電設備の付帯設備であること。 2 商用化されており、導入実績があるものであること。 3 中古品でないこと。 4 再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 5 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 6 定置用であること。 7 市長が別に定める仕様を満たしていること。

別表第 2 (第 6 条関係)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含む。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	1 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) 2 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) 3 事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。) 4 負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	1 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 2 準備、後片付け整地等に要する費用 3 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 4 技術管理に要する費用 5 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算出方法は本工事費に準じて算定した経

			費で、交付要件に定める柵塀（柵塀の購入費を含む。）に要する経費をいう。
	機 械 器 具 費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測 量 及 び 試 験 費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。